

令和6年度 特別支援教育就学援助(障害のあるお子さんへの援助)のお知らせ

神戸市教育委員会

神戸市では、小・中学校の通常の学級に在籍している、学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当する児童生徒(※詳しくは表1)の保護者に対し、学用品費・修学旅行費・給食費等の一部を援助しています。

援助を希望される方は、この案内をよくお読みになり、担当の教員に申請書類をお渡しください。なお、昨年認定を受けていた方も新たに申請が必要ですのでご注意ください。

※小学校は義務教育学校前期課程を、中学校は義務教育学校後期課程を含みます。

【学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度】

下記のいずれかである場合、学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当します。

- 「身体障害者手帳」、「療育手帳」のいずれかを所持し、かつ(表1)「具体的な児童生徒の状態」程度の障害がある。
- 医師の診断結果が、(表1)「具体的な児童生徒の状態」程度の障害である。

(表1)

障害種別	具体的な児童生徒の状態
視覚障害	両眼の矯正視力が0.3未満、または視野が極端に狭いなどの理由により、拡大鏡などの器具等を利用して、教科書等の文字や図形を認識することができないか非常に難しい。
聴覚障害	両耳の聴力が60デシベル(通常の会話程度)より大きな音でなければ聞こえない程度で、補聴器や人工内耳などを用いても、通常の会話の聞き取りができないか非常に難しい。
知的障害(※)	知的な発達に遅れがあり、一般的な会話の内容を理解することや自分の意思を伝えることが困難であり、日常生活において頻繁に援助が必要である。 または、知的発達の遅れは上記ほどではないが、日常生活や対人関係など、社会生活を送るために必要な力が著しく乏しい。
肢体不自由	補装具などを使用しても、歩行や食事、衣服の着脱などの日常生活動作がまったくできないか、非常に難しい。 また、肢体不自由の程度は上記ほどではないが、医師の判断等によって、起床から就寝に至るまで日常の動作に医学的な観察や指導・訓練が必要である。
病弱者	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする。 または、身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする。

(※) 学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、広汎性発達障害、自閉症スペクトラム障害の診断のみや、精神障害者保健福祉手帳の所持では対象となりません。療育手帳の所持または知的障害があることの診断が必要です。

(※) 療育手帳がない場合、「診断書」、または「心理検査結果報告書」等、全領域の発達指数(DQ)もしくは知能指数(IQ)が確認できる書類(コピー可)の添付が必要です。

1. 援助対象者

次のすべてに該当する場合は、「特別支援教育就学援助」の対象となります。

- (1) 神戸市内に住所がある。
- (2) 小・中学校の通常の学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当する。
- (3) 昨年(令和5年1月～12月)の世帯の総所得金額が、下表の所得基準額以下である。(下表の額は概ねの目安であり、ご家族の年齢構成等により異なります。)

※給与所得又は公的年金等がある方は、総所得金額から10万円(上限)を控除します。

<所得基準額>

家族の人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
世帯の総所得額	589万	734万	875万	965万

【注意点】

■「生活保護」を受けている場合は、別途、「神戸市就学援助」(担当:学校経営支援課)の申請を行った後に、「特別支援教育就学援助」の申請を行ってください。なお、「神戸市就学援助」認定者及び「生活保護」受給者の方は裏面表2. 援助内容の(※1)下線部をご確認ください。

■児童養護施設・児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設に入所している児童生徒は対象外です。

2. 援助内容(●印は援助を受けられるもの。○印は中学校在籍中1回に限る。)

年度途中で認定された方の支給額は、以下の表の援助額より少なくなります。

	小学校						中学校			援助額(年額)	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	小学校	中学校
学用品等購入費 (学用品・通学用品購入費)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5,820円	11,370円
体育実技用具費							○				(柔道)実費の1/2 支給限度額 3,825円 (剣道)実費の1/2 支給限度額 26,455円
入学準備費	●						●			25,555円	30,490円
校外活動費	●	●	●	●	●	●	●	●	●	800円	1,155円
泊を伴う校外活動費				●	●	●	●	●	●	実費の1/2 支給限度額 1,845円	実費の1/2 支給限度額 3,105円
修学旅行費						●			●	実費の1/2 支給限度額 10,790円	実費の1/2 支給限度額 28,860円
通学費(※)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	実費相当	実費相当
職場実習交通費(※)							●	●	●		実費相当
交流学习交通費(※)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	実費	実費
水泳着費	●						●			1,340円	1,340円
体操服費	●						●			4,010円	4,630円
給食費	●	●	●	●	●	●	●	●	●	保護者負担額の1/2	保護者負担額の1/2

(国の制度改正等により、金額が変更になる可能性があります。)

- (※)1 「神戸市就学援助」や「生活保護」を受けている場合、特別支援教育就学援助では「(自家用車を利用した)通学費」・「職場実習交通費」・「交流学习交通費」のみを支給します。
- (※)2 所得基準額を上回った場合は、「通学費」・「職場実習交通費」・「交流学习交通費」の実費の1/2のみを支給します。
- (※)3 就学前に「神戸市就学援助」の「新入学児童生徒学用品費」(担当:学校経営支援課)を受けられた方は、「入学準備費」の対象になりません。
- (※)4 学用品等購入費、入学準備費として購入された物品のレシート・領収証等の提出は不要です。

3. 申請手続

神戸市ホームページから各様式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ担当の教員にお渡しください。

なお、インターネット環境がない等、ダウンロードすることが難しい場合は、担当の教員から受け取ることもできます。希望される方は学校にご相談ください。

【提出書類】

- 令和6年度特別支援教育就学援助申請書
- 障害の状態に関する申告書
- (身体障害者手帳または療育手帳がない場合のみ)「診断書」または「心理検査結果報告書」等のコピー

【提出期限】

令和6年6月7日(金)(学校受付)

※提出期限を過ぎた場合でも年度途中から申請できます。最終受付は令和7年1月31日(金)です。

4. 今後のスケジュール

- 審査結果(認定または不認定)は、9月以降に学校を通じてお知らせします。
- 認定された方には、原則年3回に分けて指定された申請者名義の口座に援助費を振り込みます。初回の振り込みは、11月を予定しています。

詳しくは、神戸市教育委員会事務局特別支援教育課ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a98017/kosodate/sodan/special/scholarship.html>